

平成 29 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

平成 29 年 6 月 8 日 開会

平成 29 年 6 月 16 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
報第2号	4
議案上程	5
町長提案説明	5
議第26号（提案説明・質疑・討論・採決）	8
議第27号（提案説明・質疑・委員会付託）	9
議第28号（提案説明・質疑・委員会付託）	12
議第29号及び議第30号（提案説明・質疑・委員会付託）	14
散会	20

6月16日

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
欠員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議	23
諸般の報告	23
一般質問	23

2番 古田東一議員	23
1番 上野賢二議員	28
9番 森島正司議員	37
議第27号から議第30号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	48
閉会	55
会議録署名議員	56

平成29年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成29年6月8日

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(平成28年度輪之内町一般会計)

日程第5 報第2号 繰越計算書の報告について
(平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計)

日程第6 議案上程

日程第7 町長提案説明

日程第8 議第26号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第9 議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定について

日程第12 議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 箕浦靖男

参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 (産業・建設)兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	福祉課長	菱田靖雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中久晴	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成29年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、1番 上野賢二君、8番 森島光明君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月16日までの9日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成28年度、平成29年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、輪之内町土地開発公社の平成29年度事業計画及び平成28年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（平成28年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 荒川浩君。

○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、報第1号 繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

お手元に配付の報第1号 繰越計算書の報告についてをごらんください。

報第1号 繰越計算書の報告について。平成28年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。平成29年6月8日提出、輪之内町長でございます。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）及び（第4号）で地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として29年度に繰り越すことをお願いした住基ネットワークシステム事業ほか2事業でございますが、総額で3億1,156万7,000円について、それぞれ平成29年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額と、その財源がどうなっているかを御報告するものでございます。

それでは、繰り越した3つの事業を順次説明いたします。

款2. 項3. 住基ネットワークシステム事業75万4,000円は、個人番号カード関連業務に要する経費を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に交付金として交付するものでございます。

次に、款3. 項1. 臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業でございますが、1,975万円は、昨年度、国の補正予算（第2号）で予算化された臨時福祉給付金（経済対策分）の給付について、引き続き給付するものでございます。

次に、款9. 項2. 学校施設設備管理事業2億9,106万3,000円は、大藪小学校大規模改修工事の管理委託料及び工事費に係るものでございます。

以上、説明いたしました3事業のうち、住基ネットワークシステム事業、学校施設設備管理事業については、いずれも補正予算議決後から3月31日までの間に支出はなく、その全額を29年度に繰り越しております。

臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業につきましては、補正予算（第3号）で2,413万5,000円のうち、給付金300万円のほか、事務経費119万3,000円を支出しておりますが、3月議会におきまして議決いただきました繰越明許費補正額1,975万円を確保し、29年度に繰り越しました。

また、これらの財源内訳として、28年度に収入済みの特定財源はなく、平成29年度に収入する国庫支出金のほか、一般財源をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第5、報第2号 繰越計算書の報告について（平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計）の行政報告を行います。

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、報第2号 繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

お手元に配付の計算書をごらんください。

平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。平成29年6月8日提出、輪之内町長。

繰越明許費につきましては、去る3月議会におきまして、平成28年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）の中で管渠工事費を平成29年度に繰り越すことをお願いいたしました。繰越額でございますが、特定環境保全公共下水道建設事業の1億5,600万円全てを予算議決から3月31日までの間、支出はなく、その全額を平成29年度へ繰り越しをしております。財源の内訳でございますが、未収入特定財源、国庫支出金5,870万3,000円と地方債7,980万円のほか、一般財源1,749万7,000円をそれぞれ繰り越しております。

以上、報告させていただきます。

○議長（田中政治君）

これで行政報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第6、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第7、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

6月に入り、梅雨の季節となりましたが、議員各位にはますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成29年第2回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中を御出席いただき、御苦労さまでございます。

さて、先ごろ厚生労働省が発表した平成29年4月の有効求人倍率は1.48倍となり、バブル経済期の水準を超え、1974年2月以来、43年2カ月ぶりの高さとなっております。また、4月の完全失業率も2.8%と低く、1月から3月の実質GDP速報値は、年率換算で2.2%増、プラス成長が5四半期連続となっております。国民の皆さんの受けとめ方はさまざまとは思われますが、それはさておき、数字を見る限りにおいては日本経

済もそれなりに好調であるということがうかがえます。今後も、この好調さが持続し、ひいては税収の伸びにつながることを期待しております。

一方、世界に目を向ければ、イタリアで開催されたG7サミット（主要7カ国首脳会議）では、アメリカファーストのスローガンのもとで自国第一主義を唱え、地球温暖化対策よりも経済成長を優先しようとするトランプ大統領の考え方に対して、他の参加国と認識の隔たりが露見したところであります。

その後、トランプ大統領は、昨年12月にCOP21で採択された地球温暖化対策の国際ルール、いわゆるパリ協定からの離脱を表明いたしました。今日の異常気象が温室効果ガスの影響であると言われていた中で、世界第2位の二酸化酸素の排出国が離脱するという事態になって、今後の地球環境に及ぼす影響が懸念されるところであります。

また、目が離せないのが北朝鮮の動向であります。けさも何らかの飛翔体が発射されたとの未確認情報がありますが、これも毎週のようにミサイルの発射実験を行い、ミサイルの性能の向上や、新型ミサイルの開発をアピールしておるところであります。現段階では意とするところが定かではありませんけれども、私ども地方自治体に対して消防庁等からもミサイルが飛来した場合の命を守る対応について広報するように要請がなされております。当町においても広報紙に掲載するなどの対応をとっているところでありますが、明らかにミサイルの射程距離内の日本、そういう地理的条件のもとでは、各国と協調して外交施策を展開し、日本の安全・安心、ひいては我々の地域の安全・安心を確保できるよう政府に望むところであります。

さて、それでは、本日提出させていただきました人事案件2件、補正予算1件、決算認定等2件の合計5件の議案につきまして、順次、提案理由を御説明させていただきます。

議第26号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、教育委員会委員の辞職に伴い、現在、委員1名が欠員となっておりますので、新たに教育委員会委員1名を任命すべく、議会の同意を得ようとするものであります。

議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、現在の農業委員会委員の任期が平成29年7月19日に満了することから、新たな農業委員会制度に基づき、農業委員会委員を任命すべく、議会の同意を求めるものであります。農業委員会委員につきましては、新制度に基づき、推薦・募集を実施したところ、定員を上回る推薦・応募があったため、輪之内町農業委員会委員等選考委員会に選考を依頼し、その報告をもとに候補者14名について提案をいたしております。

議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,296万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,496万1,000円と定めるものであります。

補正予算の概要につきまして、歳出から御説明をいたします。

総務費におきましては、第4次地域情報化計画を策定するため、委託料及び地域情報化推進委員会委員の報酬等115万6,000円を増額いたします。

農林水産業費におきましては、元気な農業産地構造改革支援事業補助金を1,131万7,000円増額いたします。助成の対象となる事業は、西美濃農業協同組合が実施する低温倉庫の空調設備の更新事業とメガファーム岐阜四郷南が実施する農業機械の購入事業の2件であります。

教育費につきましては、文部科学省が推進しているコミュニティスクール導入に向けて、大藪小学校をモデルとして推進するために必要な経費22万2,000円を増額するものであります。このコミュニティスクールでありますけれども、これは保護者、地域住民の方、教育委員会、校長などで構成する学校運営協議会を設置している学校のことです。家族と地域住民・保護者が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換をするための仕組みと言ってもよいと思われま

す。また、給食センターの回転釜に亀裂が入り、応急措置をして、現在使用しております。給食用の釜につきましては、購入時より年数も相当経過しておりますので、安定的に給食を提供できるよう更新すべく、1,026万6,000円を増額いたします。

歳入につきましては、コミュニティスクールの導入に関する国庫補助金として7万3,000円を増額し、県支出金につきましては、元気な農業産地構造改革支援事業の県補助金として1,070万3,000円を増額いたします。

また、歳入歳出の差額につきましては、繰越金を1,218万5,000円増額することで対応しております。

次に、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、平成28年度において給配水施設の維持修繕などの工事を行うとともに、清廉な水の安定供給と経費節減などの健全なる経営に努めた結果、事業収益1億3,647万1,000円、事業費用9,641万1,000円となり、損益計算による当年度純利益は3,538万円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が2,099万9,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえなどの工事及び企業債償還金で1億499万3,000円となり、8,399万4,000円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金2億6,872万3,428円のうち、2,013万9,761円を減債積立金に、1,382万2,632円を建設改良積立金に積立処分をしようとするものであります。

以上で提案説明を終わりますが、御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第26号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第26号について御説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

議第26号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員1名が平成29年3月31日をもって辞職され、欠員中であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成29年6月8日提出、輪之内町長。

委員の住所は、輪之内町福東新田20番地、氏名、市橋肇、生年月日、昭和26年7月16日生まれでございます。任期は、平成29年7月1日から平成33年6月30日まででございます。

経歴を申し上げます。市橋肇氏は、岐阜大学を卒業後、キリンビール株式会社に入社、製品の品質管理、医薬品の生産技術研究、製造販売に寄与、またバイオ医薬品製造工場の建設、立ち上げ、マネジメント等、企業のリーダーとして組織運営、人材育成等に携わられました。そして、平成20年に退職されました。

その後、町においては行財政改革推進審議会委員、総合計画審議会委員、総合戦略推進委員等を歴任され、企業で培われた知識、経験により、広い視点から輪之内町に対する提言をいただいております。輪之内町の教育に対しても関心が深く、躍進的な御意見をいただける方であります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第26号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時23分 再開)

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（高橋愛子君）

日程第9、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

(6番 田中政治君退場)

○副議長（高橋愛子君）

産業課長から議案説明を求めます。

中島智君。

○産業課長（中島 智君）

議案書の2ページをお開きください。

議第27号について御説明申し上げます。

議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、輪之内町農業委員会委員に下記の者を任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月8日提出、輪之内町長。

輪之内町南波741番地、矢野博通、生年月日、昭和26年11月9日。

輪之内町楡俣1326番地、棚橋政行、生年月日、昭和26年1月28日。

輪之内町大藪270番地、片野順三、生年月日、昭和29年10月26日。

輪之内町里754番地、森正三、生年月日、昭和25年2月24日。

輪之内町四郷97番地、國島まき、生年月日、昭和25年8月24日。

輪之内町楡俣新田665番地、加納正博、生年月日、昭和23年9月27日。

輪之内町四郷2368番地、山内光昭、生年月日、昭和25年10月2日。

輪之内町大吉新田980番地、戸谷保夫、生年月日、昭和31年3月9日。

輪之内町下大樽13020番地の2、渡邊勝美、生年月日、昭和26年1月31日。

輪之内町藻池新田5281番地、田中政治、生年月日、昭和25年11月30日。

輪之内町塩喰467番地、新田直、生年月日、昭和30年2月2日。この方は、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定、市町村長は、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないに当たる者です。この方は教育関係で、現在、農業をしておられず、この規定に該当いたします。

輪之内町海松新田1080番地、内藤健太郎、生年月日、昭和18年6月22日。

輪之内町中郷721番地、大橋正吉、生年月日、昭和28年1月20日。

輪之内町中郷新田1154番地の1、篠田隆宏、生年月日、昭和46年7月13日。

以上、14名でございます。

任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日まででございます。

農業委員会法の改正により、今回の農業委員から選挙制と市町村長の選任制の併用から、市町村の議会同意を要件とする市町村長の任命制となったことは、既に御案内のとおりでございます。

今回の選任についての経過を簡潔に御説明申し上げます。

まず、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、農業委員になろうとする者の募集を実施しました。募集期間は、平成29年3月24日から4月24日までです。この間に17名の応募がありました。当町の農業委員会委員定数の14名を超えているため、町長から委嘱を受けた選考委員による選考委員会を開催しました。この開催日は、5月15日と18日の2回、開催いたしました。その結果、5月23日付で選考委員会より町長に選考結果の報告が行われました。選考結果報告を受けて、本日提出させていただきました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回は何も資料を出されておられませんけれども、推薦であるか、あるいは自薦である

かということも含めて報告していただきたいと思いますが、これは委員会のほうに付託されるということですので、資料を添えて、ぜひよくわかるような説明をしていただきたいというふうにと思いますが、この選考基準というのはどういうふうにしてやられたのかということ、ちょっと基本的なところだけお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋愛子君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

まず、要件でございますが、執行猶予中、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者及び破産宣告を受けた者でないという要件と、あと暴力団関係者でないということの、まず3点の要件に該当しないというチェックをしまして、その要件に該当した者から農業委員としてふさわしい者という選考基準で選ばせていただきました。以上でございます。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、言われたことは、もともと資格のない人であって、外れた3名というのはそれに該当しておったというわけではないと思うんですが、その辺のどういう、その基準というのがいま一つ理解できないところがあるもんですから。今、この場では言えないかもわかりませんが、またそういうことも含めて、委員会のほうでしっかりと説明できるようにお願いしたいと思います。

○副議長（高橋愛子君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

委員会において資料等を添えて提出して、説明をさせていただきたいと思います。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○副議長（高橋愛子君）

7番 北島登君。

○7番（北島 登君）

この選ばれた14名の方の略歴というか、そういうものはわかっていますかね。わかっていたら委員会のほうで答弁していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（高橋愛子君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

委員会等において略歴等も報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○副議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

田中政治君の入場を求めます。

（6番 田中政治君入場）

○副議長（高橋愛子君）

暫時休憩をいたします。

（午前9時34分 休憩）

（午前9時34分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案3ページをお開きください。

議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。平成29年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,296

万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,496万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年6月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

4ページ、5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げます。説明につきましては、お手元に別途配付の事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出から説明をいたします。6ページをお開きください。

款2.項1.目9.企画費の115万6,000円は、平成23年度に整備いたしました光ファイバー網等を初めとする情報通信手段を有効活用しながら、情報化施策を計画的、効果的かつ積極的に展開するため、平成24年度に策定した第3次地域情報化計画が29年度で計画期間であった5年間を満了することから、さらなる地域情報化施策を展開するため、30年度から34年度の第4次地域情報化計画を策定すべく必要な費用を追加で計上するものでございます。

次に、7ページをお開きください。款5.項1.目4の耕種農業費1,131万7,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金として計上しております。具体的な内容といたしましては、まず西美濃農業協同組合輪之内支店の低温倉庫の空調機器を更新する費用670万3,000円と、メガファーム岐阜四郷南が6条刈りのコンバイン1台を購入する費用461万4,000円を追加で計上するものでございます。なお、後ほど歳入でも説明いたしますが、西美濃農業協同組合の空調機器の更新については、同額を県より補助金の交付を受けるため、町からの持ち出しはございません。また、メガファーム岐阜四郷南のコンバイン購入につきましては、461万4,000円のうち、400万円を県より補助金の交付を受けるため、町からの持ち出しは、事業費1,229万円の5%に相当する61万4,000円となります。

次に、8ページをお開きください。款9.項2.目1の小学校管理費22万2,000円は、小・中学校の管理運営の改善を図るため、コミュニティスクール推進委員会を設置し、学校と地域の住民、保護者が共同し、学校教育の充実及び地域の教育力、そして生育環境の向上を目指し、コミュニティスクール導入等促進事業を実施するために必要な費用を追加で計上するものでございます。平成29年度は試験的に大藪小学校で実施し、また平成30年度からは全校実施に向けて学校運営協議会を設置するなど、準備を進めてまいります。なお、この事業は、国より3分の1に相当する7万3,000円の交付を受けて実施しようとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。款9.項6.目3の学校給食費1,026万6,000円は、昭

和63年の建設当時より使用している御飯を炊く回転釜1台に亀裂が入り、蒸気が漏れるようになったため、更新するものでございます。なお、回転釜は、ステンレス製蒸気釜が3台、ガス釜が1台設置してありますが、いずれも昭和63年、同時期に導入しており、劣化も激しいことから、回転釜全てを更新しようとするものでございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。

款13. 項2. 目5の教育費国庫補助金7万3,000円は、教育費で御説明いたしましたコミュニティスクール導入等促進事業費の3分の1に相当する額を計上するものでございます。

次に、4ページをお開きください。款14. 項2. 目4の農林水産業費県補助金1,070万3,000円は、農林水産業費で御説明いたしました西美濃農業協同組合輪之内支店の低温倉庫の空調機器更新費用全額分670万3,000円と、メガファーム岐阜四郷南がコンバインを購入する費用の一部400万円を計上するものでございます。

最後に、5ページをお開きください。款18. 項1. 目1の繰越金につきましては、歳入歳出予算全体を調整するため、1,218万5,000円を計上したところでございます。

以上で、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第12、議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題といたし

ます。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、お手元に配付してございます平成28年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により町議会の認定に付します。平成29年6月8日提出、輪之内町長。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法第32条第2項の規定により別紙のとおり処分する。平成29年6月8日提出、輪之内町長でございます。

目次を挟みまして、1 ページをお開きください。

平成28年度輪之内町水道事業決算報告書でございますが、金額につきましては決算額のみとさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款水道事業収益は、総額1億3,647万926円でございます。

下段の支出につきましては、第1款水道事業費で総額9,641万526円でございます。このページにつきましては、3 ページの損益計算書で再掲することになります。

2 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入で総額2,099万9,000円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出で総額1億499万3,107円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,399万4,107円は、過年度分損益勘定留保資金5,282万3,766円、当年度分減債積立金1,975万668円、建設改良積立金666万6,206円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万3,467円で補填いたしました。

3 ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業損益計算書でございますが、これにつきましては消費税は含んでおりません。

まず、営業収益は、給水収益とその他営業収益の1億883万4,199円で、営業費用は、原水及び浄水費から資産減耗費までの8,462万3,829円で、差し引き営業利益は2,421万370円になります。

4 ページでございますが、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの1,900万9,991円で、営業外費用は、企業債支払利息と雑支出の784万1,552円となり、経常利益及び当年度純利益は、営業利益に営業外利益を加えました3,537万8,809円になり、

当年度純利益からその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は2億6,872万3,428円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業剰余金計算書でございますが、資本金については年度中の増減がなく、当年度末残高は5億4,999万1,517円でございます。

また、資本剰余金につきましても増減はなく、723万4,800円でございます。

利益剰余金でございますが、未処分利益剰余金及び利益剰余金の合計額は、前年度末残高2億3,334万4,619円に前年度処分数額2,641万6,874円と当年度変動額6,179万5,683円との差額3,537万8,809円を加えました当年度末残高は、2億6,872万3,428円となりました。

6ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、未処分利益剰余金のうち、議会の議決を経て処分する額につきましては、4ページ、損益計算書の当年度純利益3,537万8,809円のうち、3の営業外収益、(3)の貸倒引当金戻入益141万6,416円を除きました3,396万2,393円を処分するものでございますが、減債積立金の積み立てに2,013万9,761円及び建設改良積立金に1,382万2,632円を、それぞれ積み立てしようとするところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業貸借対照表でございますが、資産の部といたしまして、固定資産でございますが、有形固定資産につきましては土地から工具器具及び備品までの14億4,032万9,469円と、無形固定資産で電話加入権及びソフトウェアの393万7,800円で、投資その他の資産については残高がなく、固定資産の合計額は14億4,426万7,269円でございます。

また、流動資産につきましては、現金預金、未収金及び貯蔵品残高の3億1,179万9,412円で、資産の合計は17億5,606万6,681円でございます。

負債の部でございます。固定負債につきましては、企業債の長期分と引当金でございますが3億6,175万3,349円で、流動負債につきましては、企業債の翌年度償還分及び未払金及び引当金の2,179万2,150円で、繰延収益につきましては、長期前受金残額の5億4,657万1,437円、負債の合計といたしまして9億3,011万6,936円でございます。

資本の部でございますが、資本金は前年度同額でございます。

剰余金は、資本剰余金と利益剰余金で2億7,595万8,228円となり、資本合計は8億2,594万9,745円で、負債資本の合計は17億5,606万6,681円となりました。

続きまして、9ページ、10ページでございますが、注記でございます。決算報告書の作成に係る重要な会計方針に係る事項や、取引に係る処理方法及び引当金等の計上についての説明事項でございます。今年度は、Iの重要な会計方針に係る事項に関する注記の中で、固定資産の減価償却の方法でソフトウェアの耐用年数5年を追加させていただいておるところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業報告書でございますが、総括事項でございます。

収益的収支につきましては、事業収益が1億2,784万4,000円で、前年度と比較すると197万2,000円の増額、事業費用は9,246万5,000円で、前年度と比較すると190万7,000円の減額となり、損益計算書による純利益は3,537万9,000円となりました。

資本的収支につきましては、収入が2,092万5,000円に対し、支出は9,868万4,000円となり、不足額7,775万9,000円は、留保資金で補填いたしました。

議会議決事項でございますが、決算の関連と予算の関連について議決を得ております。

職員に関する事項でございますが、27年度、28年度ともに職員は1名ということで増減はございません。

28年度の工事の概要でございますが、南波地内の水道管布設がえ工事等7工事で、総額は7,572万3,499円でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。保存工事の概況でございますが、主に水源地及び配水管等の修繕工事を行いました。修繕件数は26カ所で、総額417万9,020円でございます。

また、給水新設工事でございますが、新設が20戸で、廃止についてはございませんでした。

業務でございますが、業務量につきまして主な変動は、年間配水量が135万5,357トンに対しまして、年間給水量は122万2,594立米で、有収率は90%でございます。昨年度と比較しまして3%ほど上がっております。

また、事業収入に関する事項につきましては、営業外収益の317万9,000円の減少は、昨年度、一昨年度、退職給付引当金戻入益というのがございましたが、それが28年度はございませんでしたので、その分減少をしております。

16ページをお願いいたします。事業費に関する事項につきまして主な変動は、原水及び浄水費の383万1,000円の減額は、主に動力費、電気代等でございますが、その減少によるものでございます。

17ページをお願いいたします。このページと18ページは、経営分析及び財務分析についてでございますが、主な変動要因につきましては、1の総収益対総費用比率で、27年度の133.4%に対し28年度は138.3%と、4.9%の増加でございますが、先ほどの事業のほうで説明させていただいたとおり、総収益が増加し、総費用が減少したことによるものでございます。

4の給水単価では、同様に費用等が減少し、有収水量が増加したことにより給水単価が減少いたしましたところでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。事業の推移でございますが、平成17年度から平成28年度までの水道事業に係る給水量及び事業収支について記載をいたしております。

ますが、大きな変動はございません。

続きまして、20ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れを示しております。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローでございますが、当年度純利益3,537万8,809円から利息の支払額776万7,478円までの総額7,833万451円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資産に係るもので、主に配水管布設がえ工事に係るものですが、総額5,948万9,972円でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の償還による支出分で1,975万668円でございます。

資金期末残高は、期首残高から91万189円減少し、3億272万4,529円でございます。

21ページから24ページにつきましては、平成28年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書、収益的収入でございますが、水道事業収益は1億2,784万4,190円でございます。

営業収益の主なものは、給水収益が1億767万8,823円で、使用料収入でございます。

その他営業収益では、一般会計負担金の100万円でございますが、これにつきましては消火栓の維持管理ということで、一般会計から負担していただいております。

また、営業外収益の主なものでございますが、長期前受金戻入の1,702万6,559円でございますが、補助金等の減価償却費相当額の組み入れでございます。

貸倒引当金戻入益の141万6,416円は、未収金の減少に伴う貸倒引当金の不用額でございます。

22ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、水道事業費は9,246万5,381円でございます。

営業費用の主なものは、原水及び浄水費の1,269万5,868円のうち、動力費は主に水源地での電気代でございます。

配水及び給水費につきましては、590万3,839円のうち、委託料は水道管理システムの更新業務で、修繕費は配水管の漏水等の修繕でございます。

総係費につきましては635万6,508円で、職員給与等でございます。

減価償却費につきましては、有形固定資産減価償却費の5,850万5,583円でございます。

また、営業外費用の主なものは、企業債支払利息でございます。

24ページをお願いいたします。平成28年度輪之内町水道事業固定資産明細書及び平成28年度輪之内町水道事業企業債明細書でございます。

固定資産につきましては、土地、建物、構築物、機械器具及び装置、工具器具及び備品、電話加入権等でございますが、年度末償却未済高は14億4,426万7,269円ございま

す。

企業債につきましては、第2水源地建設に係る資金借入分で、未償還残高は3億8,067万5,421円でございます。

最後でございますが、平成29年5月23日に輪之内町監査委員の監査を受けておりますので、審査意見書を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号及び議第30号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきまして、会議規則第46条第1項の規定によって6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号から議第30号については、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長は、6月16日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までに御参集いただきたいと思います。

本日は大変御苦労さまでございました。

(午前10時08分 散会)

平成29年6月8日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

平成29年6月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定について

議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成29年第2回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 （産業・建設）兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭

税務課長兼
会計室長 伊藤早苗

福祉課長 菱田靖雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中久晴

議会事務局 西脇愛美

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成29年第2回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第27号から議第30号までについての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第28号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

十年一昔、はや10年たったんだ。

町長就任以来、副町長も置かずに10年目の節目を迎えられました。至って元気そうで何よりでございます。政治家は何といても健康が第一であります。

トップには届かない、ちまたの声、天の声、住民の声をもとに、誠に僭越ではありますが、私なりに勝手に木野町政を振り返ってみました。

10年前には落選という苦い経験も味わい、厳しい戦いを勝ち抜いてこられたわけですが、ちまたに聞く評価は、甲乙（功罪）相半ばであります。支持率5割ならばよしと言えるか否かであります。現アメリカ大統領に比べれば、大いに良であります。

町長、自前の評価は何点でしょうか。平成19年、町長就任からの歩みをここで振り返ってみるのも無ではないと思います。

評判のよい実績から述べますと、まず1番に、初期に斎苑「やすらぎ苑」の共同運営開始であります。次に、軽トラ朝市の開始、福束排水機4号ポンプ設置、コミュニティーバス及びデマンドバス運行等の導入であります。

次に、乙のほうであります。「もっと、もっと」の8つの政策のうち、手つかずの福束橋の交通渋滞緩和策を早期にやりますという公約であります。この問題こそ、地域住

民が一番切実に感じている問題であります。1週間だけでも町長は、少し遠回りになりますが、30号線を使って、朝7時30分ごろから役場に出勤してみてください。痛切に実態が身にしみてわかるとと思います。この問題は、町長だけの政治力ルートだけでは解決できない難題であると考えます。国・県への要望を絶え間なく訴えなければ解決できないものと思います。それには自民党系議員団の支援が必須、必要であります。10年間のうち、どのような運動をしてきたのか、お答えください。

それと、工場誘致が行われた県史跡周辺の開発であります。鹿児島県薩摩義士頌徳慰霊祭にどの顔で参加、参拝されているのか、理解に苦しむものであります。本年は平田靱負翁自刃の日から263年に当たるそうですが、徳川幕府の続いた期間と同等であります。薩摩藩士の精神を盛り込んだ施設、公園等の施策を立ち上げるお気持ちはないのか、お答えください。

次に、乙姫像の反響についてであります。

産業課の企画で設置された、乙姫像の近くに地元住民の好意によりポストが設置され、夢のある企画で、どんな便りが届くか楽しみであります。

乙姫様のギネス記録認定を目指しているそうですが、インターネット、ホームページ等に何らかの連絡はありましたか、現在の状況をお聞かせください。

乙姫様の製作に携わったのは、若かりしころの西条の左官屋さんと聞いております。つい3カ月前に残念ながら鬼籍に入られてしまい、製作についての詳しいお話が直接聞けず、誠に残念でなりません。

乙姫さんのモデルは、元輪之内町収入役の7人兄弟姉妹のうちのお姉さんで、その写真をもとに像を製作したとのことであります。現在もモデルの女性は、京都方面で健在だそうであります。当時、完成した像を見て、妹によく似ているでき上がりだと話されていたと聞きました。モデルのお兄さんは、日本棋院9段の天才棋士と言われていたそうで、像発注者の碁の先生だったそうであります。

像製作者の娘さんは校長先生であられたそうであり、それなりの資料が残っているのではと思いますが、町内に乙姫像の作製ができる名工のこて職人がいたとはうれしい限りではありませんか。壁にこてで竹やぶを描いてスズメを描くと、今にも飛び立ちそうだったというでき上がりの壁画があったそうであります。まるで左甚五郎ではありませんか。一緒に携わった人が現在も健在でおられます。町のほうで集まるだけの資料を収集していただけないでしょうか。

次に、下水工事の入札についてであります。

28年度末に入札した工事区で工事看板を立てかけていない工事区を見受けたので、工期までに完成するのかと尋ねたところ、急遽予算がついたので入札を実施した。工期がおくれることは当初からわかっていた、延長をかける予定であるとのことであった。

私のところへ入札日の1週間前に、既に落札業者が決まっていると第三者から知らせ

があり、「私の手元には入札結果について何も連絡が来ていないよ」と私は答えたが、後でそのとおりの業者が落札していたのでびっくりした。この時点、1週間前で決められていたのなら、それは明らかに談合があったのではないか。指名の仕方に問題はなかったか。情報漏れ等はなかったのか。同日に幾組かの入札を実施しているが、これは談合が起きやすいのではないか。

工期が延びることが最初からわかっている工事ならば、なぜ初めから工期を長くとはなかったのか。工期が長ければ、ほかの業者も工事計画を立てやすく、もっと安価に落札ができたかもしれないのではないのでしょうか。

古くからの業者は建設業法を遵守しているようですが、比較的新しい業者の指導が行き届いていないのではないか、お答えください。以上であります。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

古田東一議員から3項目の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1項目めの十年一昔、もう10年たったんだの御質問でございます。

まずは私が担ってきた10年間、多大の関心を寄せられてきたことに敬意を表します。

いろいろと申し上げたいことはございますが、私としては今後の町のあり方について誤りのないように、今まで以上に全力を尽くすことをお約束し、質問の回答に移らせていただきます。

道路は、住民の日常生活や社会経済の活動を支える極めて重要な施設であり、特に木曾三川に囲まれ、輪中地帯の当町においては自動車への依存度が高いところであります。

御質問の主要地方道羽島・養老線の福東大橋の交通渋滞緩和策に関して10年間の活動はどうだったのかということでございますが、要望活動に関しましては、道路の管理者である岐阜県に対し、要望書の提出を初め、平成20年からは管轄事務所である大垣土木事務所に対し、実際に困っている状況を御確認いただくために現地視察もあわせて行うこととし、また西濃地区の県議会の議員団、そして商工会議所、商工会等からも要望をしていただいて、地域が一体となって活動を展開しているところでございます。また、新養老大橋の架橋要望も同時に展開し、渋滞解消に努めているところでございます。

なお、この過程におきまして平成21年度には国道の横曾根交差点を改良し、左折レーンの設置のほか、平成24年度には左折レーンを右折もできるように、国道の南北にある横断歩道のうち、北側の横断歩道を廃止し、国道への流れを改善、あわせて福東大橋西詰め交差点の拡幅をしていただき、一歩ずつではありますが、整備を進めていただいているところでございます。どうか御理解をお願いします。

次に、薩摩藩士の精神を盛り込んだ施設・公園等の整備施策についてでございます。

薩摩堰遺跡碑は、昭和5年に当時の福束輪中水害予防組合によって建設され、昭和34年3月10日に「大藪洗堰跡」として県史跡に指定され、薩摩堰治水神社は、昭和55年9月に町老人クラブの発起により創建されたと聞いております。

なお、平成15年、16年度において神社周辺の道路整備を行うとともに、住民のための公共駐車場等の整備もあわせて行っております。このことにより、薩摩義士の偉業に感謝をする春と秋の大祭参拝者や周辺住民の皆さんの利便性が向上しているものと考えております。

また、しばらく中断しておりました宝暦治水を通じてゆかりのある鹿児島県の小学生との交流事業を再開することにより、教育においても薩摩義士の遺徳が広まり、崇高な精神の継承につながるものと考えております。

また、御意見をいただきました当該地への工場誘致についてであります。これは地元の要望に端を発しており、地域の人々が豊かに生活できることが、ひいては先人への感謝の気持ちを高めることにつながるものであらうと考えております。その意味においては、工場団地と史跡がお互いを主張することなく共存できる方法を探ることが肝要であらうと考えております。

薩摩義士の精神を盛り込んだ施設や公園の整備については、完成後の維持管理や用地の選定等、いまだ検討すべき課題が多くあると考えているところであります。

次に、2項目めの乙姫像の反響についてお答えをいたします。

この件に関し古田議員の御質問は、大きく分けて2点あったかと思えます。

まず、1点目の御質問であります。乙姫像の高さ世界一のギネス記録を目指すキャンペーンのことかと思えます。現在、ギネス社への申請を前提に、その要件や方法について調査をしているところであります。

また、あわせて町ホームページ等で大きな乙姫像の情報を募集しているところでありますが、現在、佐賀県唐津市にある伝説に基づいた佐用姫像、そして大阪府堺市にある龍女神像について応募がございました。そのほか、問い合わせも数件ございます。私どもとしては竜宮城伝説の乙姫様ということに限定して募集しておりますが、その意味においては輪之内町にある乙姫像よりも大きな像があるという報告は、現在のところ受けておりません。

続いて、2点目の御質問ですが、乙姫像について観光資源として、ただ単に大きいというインパクトだけを売り物にするのではなく、建立の歴史、関係者の思い、職人わざなどを理解した上で、より多くの人に興味を持ってもらうようにしなければなりません。そういう点からも、議員御指摘のとおり、より多くの資料を収集するということが大変重要だと考えております。今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの下水道工事の入札、工期延長の話も絡めてでございますが、そのこと

についてお答えをいたします。

工事の入札につきましては、当町では平成20年9月より電子入札システムを導入し、電子入札により入札を行っております。この電子入札は、入札の通知から開札までの一連の作業を手元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより、入札に関する全ての業務が電子的に処理されます。電子入札のメリットとして、発注者、受注者の事務負担の軽減や、参加業者の移動コストの削減が図られるところであります。

また、従来の紙入札の場合と違い、設計図書の貸し出しや閲覧時に業者同士が顔を合わせる機会がありません。参加者が互いに情報提供をし合わない限りわからなくなっており、同日に幾組の入札をしたから談合が起きやすいということはないものと考えております。

次に、工事の契約期間についてであります。当該工事は、国の第2次補正予算分で平成28年11月18日に交付決定がなされました。年度内完成が見込めないために、翌12月5日に翌年度へ繰り越す申請をしております。当初、1月発注する予定で工期を6カ月ほどと見込み、工事完了予定日を6月30日として国へ申請したところでございます。しかし、工事設計に時間を要し、発注が3月と予定よりおくれましたが、完了予定日は、国に繰り越し申請をした6月30日の設定で契約を進めたものでございます。

その後、水道管の仮設工事や地元説明会などを調整し、5月8日の変更契約の中で工期を平成29年10月27日に延長したものでございます。

また、古くからの業者は建設業法をきちっと守っているようですが、新しい業者の指導が行き届いていないのではないかと趣旨の御質問がございましたが、ちょっと私はこの質問の趣旨が判然としないので、発言は差し控えさせていただきます。

なお、御質問の中にありました談合云々についてであります。独禁法違反行為である談合の情報につきましては、当町では近年ございませんし、当該工事の入札や契約に当たってそのような情報は私どものほうへは寄せられていないということをお伝えし、古田東一議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

初めの質問ですが、県史跡周辺の工場誘致について、当時の県農業委員会からの農地転用許可条件に、地元で営農組合設立が許可条件だったはずですが、先ほどお尋ねしたところ、営農組合はできているそうですが、組合長はどなたが務められているのか、お答えください。

次に2番目の、南の端に乙姫像、北の端にはたいしょう池があり、中将姫伝説があります。ここと連動して中将姫像などいかがでしょうか。

18日はあじさいまつりが開催されますが、池から西側の急階段を上ると忠魂の碑がありますので、当日、記念碑にお参りください。急階段に手すりを設置していただけませんかでしょうか。

乙姫像周辺は民有地だと思いますが、固定資産税は課税対象となっているのか。特例条例で無税にすべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。以上であります。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

（午前9時21分 休憩）

（午前9時25分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

先ほどの営農組合の件でございますが、今現在、東大藪のことだと思いますけれども、営農組合ではなしに、レンゲの転作の組合がございます。営農組合は、ちょっと今現在、存じておりません。あくまでもレンゲの転作の組合でございます。以上でございます。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

古田議員の固定資産税は課税されているかという御質問でございますけれども、現在民地である以上は課税されていると思われまます。以上でございます。

○議長（田中政治君）

次に、1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて質問をいたします。

1. 通学路等のさらなる安全・安心について。

近年、全国的に小・中学校通学路において誘拐や暴行事件、交通事故等、子供をめぐる事件・事故が多く発生しております。そのたびに被害者を救える手だてはなかったのかと胸が痛みます。

最近では、3月24日、千葉県松戸市で小学3年生の女兒が登校中に行方不明となり、殺害されるという痛ましい事件が発生し、その後、毎日のように見守り活動を行っていた保護者会長が容疑者として逮捕され、大きな衝撃を与えました。通学路の安全をどう守るのか、試行錯誤は続きますが、特効薬がないのが現状であります。

本町においても、学校、保護者、見守り隊の方々が毎年協議され、安全な通学路を定めております。また、通学路の危険箇所調査を行い、通学路の交通安全や不審者にかかわる危険箇所等を明記した「輪之内町小中学校安全マップ」を作成し、安全確保に努めていただいておりますが、さらなる安全・安心のための対応策として以下の施策を御提案申し上げます。

(1) 通学路等における防犯カメラの設置。

防犯カメラは、その存在が被害を未然に防ぐ抑止効果があり、また事件・事故の解決への具体的証拠にもなります。千葉県松戸市の事件も、容疑者が周辺の防犯カメラに写っていたことが逮捕のきっかけになったそうです。今や防犯カメラは、安全・安心の社会づくりに不可欠なツールとなってきております。

本町は農村地帯であり、人家のない箇所も多く通学路として指定されています。地域の人の目による見守り隊活動によって未然防止を図るということも一定の効果が期待できますが、人的配置の苦労や時間的な制限もあります。人家もなく、一人とか二人とか、少人数での登下校となる通学路や、事件・事故が起こりやすいと考えられる場所については、防犯カメラの設置を子供の命を守る方策として進めていくべきであると考えます。

最近、防犯カメラに特化した設置事業が開始されるなど、必要性を認識する自治体もふえてきております。また、自治会等への防犯カメラの設置を促進するために補助金制度を設けたり、その制度を拡充して自治会負担を設置費用の1割にまで軽減して防犯カメラの設置を推進し、地域の防犯環境の整備を行っている自治体もあります。

そこで、本町の防犯カメラの設置状況と設置事業に対するお考えを伺います。

(2) 公用車へのドライブレコーダーの設置。

最近、ドライブレコーダーが注目され、一般車両にも普及してきております。ドライブレコーダーは、運転中のデータを記録できることから、交通事故のトラブル発生リスクの回避や、運転中の記録画像が犯罪等の証拠になる場合もあり、さらには運転者の交通安全意識の向上を図ることにもつながります。

また、動く防犯カメラとして安全・安心のまちづくり、地域の防犯対策としての役割も兼ねるとして多くの自治体では公用車に導入していると聞きますが、本町の設置状況と今後の方針について伺います。

(3) 通学路等の早期のカラー舗装化。

平成25年9月議会の一般質問において、通学路等の交通安全対策として学校周辺道路及び通学路のカラー舗装化を提案いたしました。本町においては狭小な幅員の道路が多く、歩道もなく、大変危険な状態であり、安全な通学路選択にも支障が出てきております。有効幅員や歩道の設置等、歩行者と車を安全に分離させるための道路用地を確保することが困難と思われるので、即効性のある通学路等のカラー舗装化を早期に実施することを再度御提案いたします。

事故が起きてからでは遅いのです。道路に色をつけ、歩道を明確化させることで視覚によるドライバーへの注意喚起が図られ、また安全・安心な町としてのアピールにもなり、交通安全対策のみならず防犯対策にも有効と考えます。

以上、通学路等のさらなる安全・安心について町長の御見解をお尋ねいたします。

2. 総合防災訓練の実施内容について。

毎年、防災意識の高揚や災害対策能力の向上等、防災力を高めるための重要な訓練として、地域住民と協働し、官民一体となった輪之内町総合防災訓練が実施されております。その内容は、毎年多少の違いはあるものの、おおむね各地域の避難場所への避難訓練や、初期消火、水防（土のうづくり）、負傷者救急処置、倒壊家屋救出訓練等が行われております。これらの訓練は重要であり、また繰り返し訓練する必要があるとは思いますが、今後は、東日本・熊本大地震から学んだ教訓を生かし、いろいろな視点から訓練内容を検討していく必要があるのではないのでしょうか。

熊本大地震においてはエコノミー症候群への対応や、車中泊の避難者の安否確認など、避難所の運営が大きな課題となり、改めて避難所運営をスムーズに機能させるための避難所訓練の重要性が認識されました。本町においても、総合防災訓練に実践型「避難所開設・運営訓練」の実施を考えていただきたいと思います。

また、住宅耐震化対策の次善の策として提案いたしました耐震シェルター設置助成事業を今年度の新規事業として導入していただきました。大地震の発生で万が一建物が倒壊しても人命だけは守りたいとの思いから、安価でできる耐震改修工法として生まれた、この耐震シェルターを多くの皆さんに活用していただき、身の安全を確保していただければと切に思います。しかし、マスコミを通じて全国に紹介されておりますが、まだまだ認知度は低いようであります。住民の安全・安心を願って実行した事業であっても、多くの住民に活用していただかなければ意味のないものになってしまいます。

そこで、御提案ですが、総合防災訓練の場で実物を展示し、耐震シェルターの紹介、説明会を実施して、事業の周知及び推進を図ってはいかがでしょうか。町長の御見解をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員からは2項目にわたる御質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

1項目めの通学路等のさらなる安全・安心についてでございます。

まず、現状を申し述べますと、小・中学校の通学路につきましては、学校、保護者、見守り隊の方々等と協議をして安全な通学路を決め、さらに学期ごとに危険箇所の調査を行っているところであります。

また、毎年新しい情報を入れながら、通学路の交通安全上の危険箇所、不審者にかかわる情報等を表示した「輪之内町小中学校安全マップ」を作成し、児童・生徒を通じて保護者や見守り隊の方々に配付し、安全・安心の確保策の御協力をいただいているところでもございます。

そのほかにも、下校時の青色パトロール車による見守り、こども110番の家の確保等々も図りながら児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。

学校においても、児童・生徒自身がみずから危険を予測し、危険を回避する行動がとれるように、交通安全教室、命を守る訓練等を開催し、日ごろから安全教育を推進しているところでございます。

ちなみに、昨年度の開催状況を見ますと、各小・中学校とも交通安全教室を1回、命を守る訓練としての防犯対応の訓練を1回、そして災害時対応訓練を3回ほど行っているところでございます。

今後も、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子供たちの生活安全、交通安全が図られるように努めてまいります。

次に、当町の防犯カメラの設置状況でございますが、各小・中学校、こども園及び町立図書館においては、不審者の侵入、犯罪の未然防止等のため、施設管理上必要な場所には既に設置しております。

防犯カメラは、議員も御指摘がございましたように、被害を未然に防ぐ抑止効果があるとともに、リアルタイムで撮影・記録することが可能でありますので、事件・事故への早期対応と早期解決への一助になるものと、そんなふうと考えているところでございます。

御提案のございました通学路への防犯カメラ設置、これにつきましては安全対策として有効であることは論をまたないところであります。ただ、一方で、よくマスコミ等でも言われておりますけれども、不特定多数の住民を撮影することになるため、被撮影者のプライバシー等の保護の観点から、いろんな意見が現在あることも実態でございます。

したがいまして、私どもとしては、安全対策の観点を重視しつつ、設置等に関して、その必要性の有無も含め、諸課題の解決に向けて、今後、検討してまいります。現時点では、その結論を得るまでの間、パトロールの強化等を図り、地域の温かい心、温かい目、そして手の届く距離で子供たちの安全・安心を守っていきたいと考えているところであります。

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、議員の御意見のとおり、運転中のデータが記録できることから、万が一の交通事故の際に状況の確認もできることであります。これに関しましては、東名高速道路の新城パーキングエリア付近の衝撃的な映像がテレビでも繰り返し報道されているところでありますので、そういった面からも、皆さん、このドライブレコーダー、それから交通事故への対応のあり方について

ては、今、すごく関心が高まっているところだと思っております。そういう意味では、これらへの的確な対応をしてみたいと思っております。

また、これらにつきましては、公用車を運転する職員自身も、もしあればですよ、信号無視等の記録も残りますので、自身の交通安全意識の向上にもつながるものと考えております。

したがいまして、近年では、公用車を購入する際には、購入時にドライブレコーダーを取りつけております。また、既存の公用車でドライブレコーダーを取りつけていなかった車両についても、役場で保管している公用車で比較的使用頻度の少ない2台、浄化センターとエコドームで委託業者が使用している車両及び消防車両を除き、平成26年度と27年度にドライブレコーダーを設置しております。現在の設置台数は、19台でございます。

当町の設置しているドライブレコーダーは、事故の直前に録画を開始するタイプではなくて、運転中、常時録画するタイプでありますので、偶然に事件の場面を記録する可能性も当然のことながら出てまいります。議員がおっしゃるように、防犯にも役立つ場合もあると考えられます。

今後におきましても、未設置の車両について設置の必要性を検討し、ドライブレコーダーの設置を進めてまいります。

通学路等早期のカラー舗装化についてでございます。

議員御指摘のとおり、これは事故が起きてから施す対策ではなく、歩行者の安全・安心のために、さまざまな道路の安全対策を実施していく必要がございます。この件に関しては、議員と意見を異にするところは全くございません。

これまでの通学路の安全対策の実施状況でございますが、高視認性区画線の設置や区画線の設置位置を変えるなど、ドライバーに注意を促す対策を公安委員会とも協議を行いつつ実施してまいりました。

その上で、通学路の横断歩道の設置個所や交差点での事故の多発箇所に、公安委員会の意見も踏まえてカラー舗装化を進めてまいりました。

通学路のカラー舗装化につきましては、学校やこども園の周辺を重点とし、周辺の通行車両の状況や現行の道路幅員に適した交通安全施設を勘案しつつ、より効果的な対策を実施、継続してまいります。

続きまして、2項目めの総合防災訓練の実施内容についてお答えをいたします。

総合防災訓練は、毎年、ローテーションにより各小学校区をメイン会場として実施しており、今年度は大藪小学校下で実施することとしております。議員も御質問の中でも触れられましたが、訓練内容の基本的な部分是不変な形で実施しております。これは御意見にもございましたが、訓練は繰り返し行うことが重要であると、そんな認識のもとに行っているものでございます。

議員の御指摘のとおり、できるだけ実践的な訓練を行う必要性というのは私ども十分に認識をしているところでありますが、限られた時間の中で幾つかの訓練を実施する総合防災訓練では時間的な制約があることも御理解をいただきたいと思っております。

御質問の避難訓練につきまして基本的な部分については、総合防災訓練のメニューの中で避難指示による避難場所への避難に始まり、避難所設置及び受け入れ訓練、運営訓練を一連の流れで実施はしております。

今回の御質問では、避難所の開設・運営訓練をもっと現実に即し、実践的にできないのかとの御提案と受けとめました。行政側としては、避難所運営で重要なのは、避難者の把握、食料や飲料水の供与、健康維持等への配慮であると考えております。これらを前提とするのは当然のこととして、万が一発災時に大切なのは、いかに早い時期に避難者による自主的運営に転換できるかということだろうと考えております。

輪之内町の職員は、現在、100人ほどでございます。災害時に多様な災害対応業務がある中で、24時間、多くの職員を避難所に長期間張りつけることは事実上できないと考えられます。過去の被災地での教訓からも、避難者による自治が必要になってまいります。その場合には、昨年度から町独自で養成を開始しております各地区の防災士の方にリーダーとなっていただくことを期待するものでございます。

一度大地震が発生すれば、何百回、何千回と繰り返す余震が発生いたします。このような状況の中で、避難所の建物にとどまることに不安を感じる方も少なからずあるものと思っております。また、広い体育館等の中でプライバシーが確保しにくいことから車中泊をなさる方もあると思っております。このことは、さきの熊本地震でも多くの方が車中泊をされたという事実からもうかがい知ることができると思われます。これを踏まえ、岐阜県の地域防災計画の中でも車中泊避難者が発生することも想定した対策を検討することが明示されているところであります。

車中泊をされる避難者は、その所在がわかりにくく、食料や水等の配布ができないことが想定されるとともに、議員御指摘のとおり、同じ姿勢を保つことにより血行を悪くし、血栓症をもたらすような、いわゆるエコノミー症候群になるリスクも多々ございます。

災害が発生した場合に、輪之内町でも車中泊をされる方も多くなるのではないかと予測されます。できる限り避難所の近くで車中泊をしてもらうように広報するとともに、保健師等を派遣して定期的に運動することを勧めることのほかに、ある程度災害が落ちついた時期に避難所に移動していただくよう促すといった対応が必要になってくるだろう、そんなふうと考えております。

ここ数年、総合防災訓練のほかに各地区で自主防災訓練も実施していただいております。総合防災訓練では時間的制約もあり、実施できない訓練をしていただければ、より実効性のあるものになると考えております。その一つとして、避難所の運営に関してゲ

ーム感覚で誰でも気軽に参加しやすい避難所運営ゲームといったものもございますので、そういったものを取り入れていただくことも一方法でないのかなと、そんなふうに思っております。

いずれにせよ、実践に近い訓練ができるように関係する方々と協議をしてみたいと考えております。

それから、御質問の後半部分の耐震シェルターに関してであります。議員からの御提案もあり、安価で生命を守ることに有効な手段として捉えて、新たに助成制度も創設したところでございます。啓蒙・普及のために防災訓練で実物を提示することについて、非常にいいアイデアであると思いますが、これは貸し出してくれる業者があるかどうかも含めて一度調査をしてみたいと思います。

なお、耐震診断から耐震シェルターを含む耐震補強までの町の助成制度をまとめたリーフレット等を作成して配布することとし、耐震補強の必要性のPRにも努めてまいりたいと考えております。

以上で、上野議員に対する答弁とさせていただきます。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

御答弁いただき、ありがとうございました。

まず、通学路関係ですが、防犯カメラということでいろいろと、今、国会で共謀罪云々をやっています、それぞれのプライバシーとか、それから監視社会に対する懸念とか、いろんなことで反対も多く出ておるわけでございますが、防犯カメラについては、かなりの地域といいますか、通学路まで普及させておるということで、そういった面はある程度クリアされているのではないかなというふうに私は思います。

実際にやった例の中で見てみますと、住民プライバシーへの配慮ということで、防犯カメラの設置・運営については住民プライバシーの保護を徹底しますというような事項も設けて、撮影対象は原則として通学路のみで、民家や私有地などが映り込んでしまうことがないよう、不要な部分にはマスキング、塗り潰しを施しますというようなことで、対応策はいろいろあると思いますので、そこら辺のところもいろんな先進事例を研究していただいて、検討していただければというふうに思います。

通学路の特に盲点になっているのが、ある程度の地域で集合場所を定めて、そこに集まってきて、そこから集団登下校をしておるといようなことですが、結構その集合場所まで、学校へ行くよりもそこへ行くのが長いというようなところもありまして、そこが通学路の一つの盲点になっているんじゃないかなあと思うんですね。そこら辺まで、

いろんな見守り隊とか、そういった部分についてもカバーされているのかどうか。ですから、その集合場所から、さっき本題の中にも書きましたが、一人とか二人になって子供だけで帰るといような箇所もあると思うんですね。そういった部分を一度きちっと把握していただいて、検討していただきたいなあというふうに思います。

それから、公用車のドライブレコーダーも平成二十六、七年にほぼ、19台ですか、設置をされているということで、未設置車には今後とも検討していくということでございますので、進めていただきたいと思います。

それから、通学路のカラー舗装化ですが、これはできるだけ早く実施していただきたいと、また要望をさせていただきます。

それから、防災訓練でございますが、確かに今訓練している事項については本当に1年に1度ですから、どうだったかなということで記憶が曖昧になったりして、何度もやるということは必要だろうと思うんですね。

私が一番心配しているのは、こういった災害は未然に防ぐことはできませんので、起きたときにどう対処していくか。一番心配しているのは避難所なんですけど、前にも質問させていただいたときに、それ相応のスペースはあるんだということでございましたが、実際に、今、1次避難所、各地域の避難場所までは行っておりますが、そこから先、今の第2次避難所へ避難をするということはやっておりませんので、そこら辺のところは、各校区で毎年行われておりますので、ある程度、地域地域でそれなりの人数を予定して、何人かは第2次避難所まで避難して、実際にどういった形でその受け入れをするのか、いわゆる避難所の開設の運営訓練ということですが、これも各地で頻繁に行われております。いろいろインターネットで調べてみますと、そういった実践、そういったメニューもいっぱい出ておりますので、そういったことも参考にしながら、ぜひとも避難所の運営、これは先ほど町長の答弁の中にもございましたが、今の職員だけでできるということではございませんので、各地域から、恐らく実際に災害があった場合は、予定していた人がいないとか、そういうことで事前に決めていくということではできないと思いますけれども、でも、ある程度人はそういった経験をしていくと、事前に対処していくということが必要だろうというふうに思いますので、ぜひともそういった、限られた時間の中でそんなメニューというのは大変だろうと思いますが、それに特化した形で一通りやってもいいのかなあというふうに思いますので、御検討いただきたいと思います。

それから、耐震シェルターですが、これは皆さん、多分言葉ではわかって見えると思うんですが、実際、どんなものかということがなかなかわからないと思うんですね。そういった総合的な耐震に対するリーフレットをつくっていただけるということですが、ただ、そういった事業を事業として取り入れていても、多分これはこのまま、ほかってと言ったらおかしいんですが、1年たっても、2年たっても、また、これは何件あったんだ、ゼロ件というような形になるのではないかなと思うんですね。ですから、身近に、

恐らくそういう業者はあると思うんですけどね。個人的な名前を出していかんかもしれませんが、一番僕が注目しているのは、一番安いのは、一条工務店の25万円相当でできるというようなものがPRで出て、私もパンフレットを取り寄せまして、ここに持っているんですが、これは向こうへ問い合わせましたら、すぐパンフレットを送ってくれました。こういったものも、実物は無理ということであれば、こういうものを配布するか、これは一業者の宣伝になってしまうということで抵抗があるのかもしれませんが、いろいろ見ていまして、一番これが安価で、これも25万や30万では、恐らくそういった利益を考えたことじゃないだろうと思うんですけども、そういった部分もごさいますので、一度お声かけをしていただいて、できれば実物を運んでPRしてくれということとで当たっていただければというふうに思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの御提案も含めた再質問をいただきました。

まず、防犯カメラの設置について、いろんな意見はあるけれども、それに対応するいろんな考え方もまた示されているので、それらも参考にして、鋭意設置を進めていただきたいという趣旨かと思いましたが、私ども、最近、冒頭の答弁で申し上げましたとおり、安全対策を最重要にしつつ検討してまいるといふことの意味を御理解いただければ、それはやらない理屈を探すんじゃなくて、やるための理由、それからその障害になっているものをどうやって克服していくかという努力をしてまいりますという意味でありますので、その辺は御理解をいただきたいとします。

そんな中で、特に学校の通学対策についていろんな御意見を頂戴しました。当然、それらも踏まえた中で対応してまいりたいと思っております。

それから、ドライブレコーダーについては先ほど申し上げたとおりで、進めるという方向に変わりはございません。

それと、通学路のカラー舗装でございますが、これは必要性を検討しながら、順次進めてまいりたいとします。

それから、防災対策の中で幾つかの御意見がございました。中でも防災という名前で一生懸命いろんな施策はされておるところですが、天災に関して言うならば、防ぐというよりも発生したときにいかに被害を少なくするかという減災対策に重点を置かざるを得ないということも、これもよくわかるお話でございます。

私どもとしても発災時の対応が行政としてかなり重要な位置を占めることになると、その意見は全く同感でございます。そういう意味で、最終的に市町村がなすべきことということから逃れるつもりは全くございませんけれども、その以前に各地区でできるこ

とについても考えを及ぼしていただきたいという趣旨で、先ほど申し上げたとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、シェルターに関してでございますが、先ほどちょっとまだ貸し出せるかどうかかわからないので調査するという事を申し上げました。ただ、当然あれば、その部分について対応してまいりたいと思っておりますし、それから先ほど答弁の中で申し上げたとおり、シェルターを含むいろんな耐震対策等々についてリーフレットをつくりながら啓蒙・普及に努めてまいりたいという事を申し上げました。

シェルター、自分の身を守るという意味で非常に象徴的な事案でもございますので、こういったものを啓蒙・普及のツールとしても使いながら全体としての防災力を高めていくと、そんなことが必要であろうと思っておりますので、どうか御理解のほどお願ひいたします。ありがとうございました。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

ありがとうございました。

いずれにしても、いろんな御提案を申し上げておるわけですが、行政の中でいろんなことを進めていかなきゃいかんということで、予算的なこともございますし、いろいろ御検討いただきながら、優先順位的なこともあろうかと思ひますけれども、ぜひとも研究していただいて進めていただければと思ひます。

質問を終わります。

○議長（田中政治君）

次に、9 番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

続いてお尋ねいたします。

まず、福東用水の導入時期の繰り上げについてでございます。

この問題については過去何回か取り上げさせていただいて、用水の繰り上げというだけで今度で3回目になりますけれども、どうぞよろしくお願ひします。

平成26年6月議会の町長答弁では、「水利権については平成22年度末で切れており、平成23年度、24年度については暫定期間として、同時期、同量の水利権をいただき、今年度（平成26年度）についても、同様の取水時期、取水量で進めるように連絡をいただいている」ということであります。この暫定期間中に導入時期の繰り上げについてどのように交渉してこられたのか、その経過と結果についてお伺ひします。

町長は、これまでの答弁で取水時期の繰り上げについては、過去幾度となく要望してきたが、5月は渇水期で難しいとか、取水時期の変更は新しく水利権を取得することに

なり、下流域の自治体、関係する漁協の承諾を得なければならず、非常に難しいなどと言われました。

しかし、徳山ダムが完成しており、濁水は基本的にはないはずで、国や県が本当にそのようなことを言っているなら、なぜ徳山の水を890億円もかけて導水路をつくり長良川へ流そうとするのか、道理がありません。

また、下流域の自治体とは海津市になりますが、海津市の勝賀用水の取水期間は、4月1日から10月10日までとなっております。当町の取水時期の5月1日への繰り上げに反対する理由はないと思います。また、関係する漁協には西濃水産組合がありますが、用水の取水時期の変更で西濃水産組合に弊害があるとは思われません。なぜ下流の自治体や関係する漁協の承諾が得られないのか、その理由をお聞かせください。

また、過去の水利権の中で許可されている水量と現実の取水量に差があり、従前ほど水を使わなくなっていることも水利権拡大の障害になっているかのように言われました。しかし、用水の使用量が減少しているのは、全体的に田植え時期が早まっており、用水を待ち切れずに井戸やたまり水で田植えを行わざるを得なくなっていることも要因の一つになっているのではないのでしょうか。取水実績が少ないと言うなら、認可期間中に必要最大限に取水し、実績を上げるべきであります。

本用水を6月5日までおくらせる理由はありません。大樽川の新田のゲートは、5月20日過ぎには締め切れ、各地の小水路のゲートも次々に締め切られています。これらは一刻も早い用水の導入が望まれていることのあらわれであります。この要望に応じて、認可時期になったら直ちに揚水ポンプをフル稼働させるべきではないのでしょうか。

さらに、認可期間中に用水を必要とする区域があれば、それに合わせて積極的にポンプを運転する。そのとき、用水の不要な区域では、排水路を通して大樽川へ放流すればいいことでもあります。

町長は、用水の取水実績を上げることにどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

町長は、6月5日の本用水は土地改良区の水利委員会で決めていることと言われましたが、私も過去に3年間、水利委員を務めさせていただきましたが、そのような協議に加わったことは一度もありません。

町長は、福東輪中土地改良区理事長として、この水利委員会に参加されているのでしょうか。水利委員会では水利権の拡大についてどのように議論されているのか、お伺いいたします。

続きまして、国の低所得者対策財政支援は国保税の引き下げに回してほしいということでお伺いいたします。

町民の所得はどんどん減っているのに、滞納すると保険証が交付されなくなる国民健康保険税は、逆にどんどん高くなっているのです。

資料を添付しておきましたけれども、この添付資料は、国保運営協議会に提出された資料をもとに町民の所得と国保税の関係をまとめたものですが、国保世帯の1世帯当たりの所得は、平成20年度には約155万円であったのが、平成28年度には約111万円へと、3割近くも少なくなっています。

一方、国保税は、平成28年度に20.7%も引き上げられたこともあって、1人当たり、平成20年度の9万3,500円から11万7,850円と、26%も上がってしまったのであります。所得に占める国保税の割合は、12.7%から19.4%にまでなっており、大きく生活を圧迫しているのであります。

町長は低所得者層には他の税制にはない優遇制度があると言われますが、2割・5割・7割軽減世帯の所得に占める国保税の割合はどうなっているのか、これらの世帯の可処分所得はそれぞれ幾らになっているのか、明らかにしてください。

このような状況のもとで国保税の引き下げは、喫緊の課題であります。町長はどのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

昨年6月の私の質問に対し町長は、平成27年度から国が低所得者対策の強化のために自治体への財政支援を行っており、保険基盤安定交付金が前年度比で増加していると言われました。

しかし、これが平成27年度は予算に反映されず、最終的に決算では調定額で処理されているのであります。同様に、平成28年度、29年度でも当初予算に計上されておられません。そして看過できないのは、歳入が確実なこの国の財政支援を無視して、財源不足を過大に見込み、国保税の大幅な引き上げを行ったことでもあります。そして、結果的には1億2,300万円もの余剰金を出してしまいました。

平成28年度の当初予算にこの財政支援が考慮されていたら、国保税の引き上げは必要なかったものと思われまます。早急に税率をもとに戻し、さらに国の趣旨に従って、1人当たり5,000円以上の引き下げを行うべきではないでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から大きく2項目の御質問をいただきました。

1項目めの三たび福束用水の導入時期の繰り上げについての御質問でございます。

まず、暫定期間中における導入時期の繰り上げに関する交渉内容についてでございます。前提として、福束用水の水利権は、岐阜県が国土交通省より受けているもののうちから、その権利を土地改良区が利用するという関係になっていることを御理解ください。

このような事情のもとで、土地改良区の要望を踏まえ、取水期間の繰り上げや取水水量の確保を県に対してお願いをし、国への更新内容を調整していただいているところで

ございます。しかしながら、国からの更新許可は、現在も正式な承認はなく、暫定を継続している形となっております。

次に、取水期間の繰り上げが困難な理由であります。一般的に河川の流量に関しましては、河川環境の保全を目的に、瀬切れの解消等、正常な流水を確保しつつ、その水を利用しております。揖斐川につきましても、同様の理由で、既存の水利権がある中で新規の取水は難しいものと思われまます。

また、関係団体との承諾の関係でございますが、先ほど申し上げたとおり、取水の可能性があると結論に至っておりませんので、直接その団体にお話をするには至っておりません。また、許可基準上は、関係諸団体の承諾があるのが望ましいというふうに記載をされていることを御承知いただきたいと思ひます。

また、本用水導入時期と取水の実績及び水利委員会についての御質問でございますが、既に御承知のとおり、取水の許可期間は6月1日から9月30日となっております。6月1日からの用水の導入は可能であります。しかしながら、用水を供給するためには、ポンプの故障等、用水に支障が出れば修繕等に時間を要し、導入日がずれ込む事態や、町内住民の方にも周知する期間が必要でございます。そんな意味で用水の導入時期につきましては、現行の計画が一番いいのではとの結論で現在に至っております。

なお、取水の実績についての考え方や水利委員会での議論の内容についてお尋ねがございました。私も出席しております同委員会におきましては、導入水量の減少等の実態から、既存の水利権の拡大に向けた具体の議論はなされておひません。ただ、作付作業が多様化する中で水の出し入れがふえてきておひますので、需要に即した用水利用を可能にしたいとの御意見は頂戴しているところでございます。

次に、2項目めの国の低所得者対策財源支援は国保税の引き下げについてのお尋ねにお答えをいたします。

たしか昨年も同様の御質問をいただいたと承知しておひます。

国保会計は、申すまでもなく、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等の事業費から、国庫支出金や県支出金、保険基盤安定繰入金等の特定財源を差し引いた残りを国保税として被保険者の方に御負担をいただく制度であります。

医療技術の進歩や新薬の開発等、医療費を増加させる要素は多々あり、全国的に見ましても、医療費は毎年増加傾向を示しておひます。ほとんどの市町村国保の財政運営は厳しく、輪之内町においても同様の状況であります。

市町村国保は、他の保険と比較して被保険者の構成年齢が高いために、1人当たりの医療費が多額となっております。また、所得水準が低くなる傾向等の構造的な問題から、被保険者の課税所得額も減少し続けるなど、国保会計の厳しい現実に向ひしております。

こういった現状の中で国保制度には他の保険制度にはない国保税の軽減措置があり、被保険者の構成を考慮した低所得者対策が組み込まれ、所得に応じた軽減を図っておひ

ます。

御質問の軽減対象世帯の所得に占める国保税の割合につきましては、平成28年度での実績によりますと、全体で15.95%となっております。

また、可処分所得云々につきましては、給与や賃金等の年収から支払い義務のある税金や社会保険料を差し引いた残りの手取り収入のことであると理解をされますが、国民健康保険税の税額計算では税額の基礎となる課税標準額を求めています。可処分所得となる金額については、各世帯の収入の種類、税金の額、社会保険料等、世帯の構成の状況においても異なっており、全てを課税の資料として持ち合わせておりませんので、その額を推しはかることはできないものと思われまます。

また、国からの低所得者対策の財政支援が予算に反映されていないとの御指摘でございます。毎年、当初予算時から保険基盤安定繰入金として計上しておりますし、国保税の賦課額算定におきましても、先ほど申し上げましたとおり、保険給付等の必要な事業費から歳入である保険基盤安定繰入金を含めた特定財源を差し引いた不足分を被保険者の皆さんに御負担をいただいております。結果的には、これは保険税の支援にもなっておるということでございます。

保険基盤安定繰入金は、賦課保険税を確定してから個別に軽減すべきものではないということを御理解いただきたいと思ひます。

最後に、税率についてでございますが、平成28年度に国民健康保険税の所得割の乗率及び均等割額等について変更をいたしました。これは、平成27年度では秋以降次々と新薬の認定がされ、これを使用する患者の増加に伴い、全国的に高額な医療費が続くようになり、当町においても年末から急激に保険給付費が伸び、1カ月当たりの医療費は、それまでの4,000万円前後から5,000万円を越す月が続き、国保会計の支払い資金不足が発生し、結果として国保基金から3,500万円を繰り入れて対応いたしましたところでございます。その結果、これによって不測の場合に繰り入れる基金の残高も少なくなり、それまでの税率、額では予算に定める保険税が確保できないことから引き上げざるを得ませんでした。

高額な医療費が必要となる時期の予想は困難であり、単年度採算で均衡がとれない場合、基金は重要かつ必要であることは申し上げるまでもございません。

平成28年度に関しましては、年間を通じて急激な医療費の伸びもなく、歳出が抑えられた結果、繰越金が多く出ましたが、それにつきましては、基金に積み増す等、国保財政安定化に資する形で処理をしております。

今後とも、安心できる国保運営を行ってまいります。したがって、事業が安定するまでの間は、現在のまま健全財政を維持したいものと考えております。

以上で、森島正司議員に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、用水の取水時期の繰り上げですけれども、町長は以前、5月からしたいというふうなことを言われて、要望していくと言っておられた。それが今の答弁だと、全くそういう言葉がなくなってしまっている。町長は、いつから現状でいいというふうにご考えておられるのか、それがちょっと残念であります。

実際に、今、農業を営む場合は、小麦などはほ場整備によって田植えの水とは全く分離されているので、昔のように米をやっておる間は用水を導入できないというようなことはなくなっている。

今、早場米といいますか、わせ品種などの作付もどんどん進んでいて、多様な農業経営もやっておるわけで、5月にはかなりのところで現実に田植えをやっている。こういう状況の中で、町長はこれからもずっと6月1日の取水でいいというふうにご考えておられるのか。以前は5月に要求していきたいというふうにご言っておられたのが、それが全く消えている。今、大きく町長の姿勢が後退しているというふうには私は思うわけですが、もっと町民の声に答えてやっていただきたいということを、まず一番最初に申し上げたいと思います。

県が取水権利を持っておって、その範囲内でやるということですが、だから、これも今暫定なんですけれども、本来、この取水というのは10年ごとに更新していくというのが原則のはずであります。それを平成22年度に完了しておって、それ以降暫定で見る、ということは、県のほうが、県の許可が、国からの許可が暫定なものが来ているという意味なのか、なぜそうなっておるのか。国の制度では10年ごとにやるとなっているわけ、県の怠慢なのか、どういうことなのか。その県の怠慢に対して、町長のほうも何も言わない。行政全体が決まりどおりのことをやらずに、適当にやっているということなんでしょうか。

今まで下流域との協議が難しいとか、水産組合があるから難しいとか、そういうような話だったけれども、今はそのことをほとんど言われなかった。過去のそういう問題点は、もうクリアされているのかどうか。で、それはクリアされているけれども、県がやってくれないからだめなんだということなのかどうか。どうもその辺のところはさっぱりわからない。町長はやる気がないというふうにご思えて仕方がない。町長でありながら土地改良区理事長として、この福東用水が町民のために有効に機能を発揮するように最大限努力していただきたいと思うわけですが、その辺が熱意が全く感じられない、非常に残念であります。

改めて今の下流自治体、あるいは水産組合、漁業権との関係でどういう問題があるのかということをご明確にしていきたい。そして、それに問題があるのであれば、その

問題解決のために全力を挙げていただきたいと思いますけれども、その辺を改めてお伺いします。

ついでに言いますと、安八町などは中須川用水ってありますね。あれは年中取水している。下流域の了解が必要というなら、輪之内はそれ了解しているというのかどうかということですね。

それから、勝賀の用水、これは最初に言いましたように、4月1日から取水している。4月1日から10月10日まで取水権利がある。なぜ輪之内町だけが6月1日から9月30日でならなきゃならないのかと、その辺との整合性も含めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、国保の問題ですけれども、いろいろあるわけですが、28年度に20.7%の国保税が引き上げされた。このときの根拠ですが、国保運営協議会に出された資料によりますと、27年度決算見込みで国民健康保険の税収見込みは2億3,380万2,000円だった。それに対して28年度当初予算では2億4,133万円必要だったというふうなことで、それに合うように国保税を引き上げるといふような説明だったと思います。そのために、結果的に20.7%引き上げたことになったわけでありまして。その27年度の決算見込みでは、今問題になっておる保険基盤安定繰入金、国・県から入ってくるものですが、28年度当初予算では2,700万しか見ていなかった。ところが、決算見込みでは4,420万7,000円になっている。国の制度は、そういうふうに27年度からふやすと言っているのに、にもかかわらず、28年度当初予算には2,700万しか組んでいない。そこで2,000万近い財源が過大に保険税のほうに回ってくるということでありまして。

それで、27年度の前年度繰越金は5,600万あったわけ、にもかかわらず、28年度当初予算には4,000万しか組んでいない。仮に保険基盤安定のほうを決算見込み4,400万に近く、4,000万にした場合、そして前年度繰越金を5,600万のうち5,000万ぐらいにした場合、そうすれば当初予算で必要な保険税額というのは2億1,400万で済む。で、27年度決算見込みでこの2億3,300万の保険税収入があるわけですから、27年度並みの収入を見込めば十分に財源があったんですよ。これを当初予算で保険基盤安定繰入金などがあるにもかかわらず、全くこれを無視してしまっている。だから、保険税を上げなきゃならなかったということになるわけです。財源を不当に安く見積もったから保険税を上げなくてはならなくなってしまった、その結果が20.7%も上げた、このことについて何とも思われないんですかね。

私は、本当に収入がどんどん減ってきて、税金がどんどん上がっていく。町長が先ほども言われましたけれども、低所得者に対しては国保制度では他の制度にない優遇措置がされているなどと言われますけれども、所得ゼロであっても膨大な、所得に対する比率でいったら非常に重い負担を強いられているのが現実であります。そういったときに、やはりいかに生活に困っている人を支援していくためには、国の低所得者支援というも

ので確実に保険税の引き下げになるようにしていくべきではないかというふうに思うわけですが、改めて町長の見解をお伺いしたい。

先ほどいろいろと言われましたけれども、何か決まり切った文句で、何の人間味のない答弁だったというふうに思いますけれども、改めて町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何点かの再質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

まず、福東用水の現況について何か態度を変えたのというのがごとき御発言がございましたが、何も変えておるわけではございません。ただ、厳しい現状について、その認識を示しただけのことです。

したがって、当然のことながら、農業者の意見を吸い上げつつ、その意見を許可申請権を握っている県及び許可権限庁である国に対して申し上げていくことについて、何らちゅうちょするものではないということをお知らせいたします。ただ、厳しい現状を申し上げました。余り楽観的なことを申し上げても、これは期待値を裏切るだけの結果になりますので、そういうことでございます。

それと、何か努力がないとか、何とか、非常に残念な御発言がございましたが、それはそれぞれの立場での御意見でございますので、これ以上私が申し上げることはございませんけれども。

それから、中須川用水では年中通水してとっているんじゃないのという話がございました。これに関しましては、実はいろんな経過がございまして、安八の中須川用水は、いまだ慣行水利権の中で動いておりまして、いわゆる許可水利の範疇に入っていないんです。したがって、年中どこでもとれるという結果になっております。

当町の関係につきましては、調査というか、過去の状況を見ましたところ、たしか昭和40年代に揚水機場の整備をしたときに慣行水利から許可水利に移行しているように聞いております。そのときに現在の取水期間等々についての合意があったものと思われま

す。したがって、今でも、全国各地の状況によりますと、いわゆるいろんなことをきっかけにして慣行水利権を許可水利権に切りかえている例が多々あるようでございますが、その昭和40年当時にこれだけ許可期間についての厳しい制約が課されると思っておられたのかどうかはちょっとわかりませんが、結果としてその許可水利に切りかわった結果、今、この期間をめぐるいろんな要望、意見具申等をせざるを得ない状況になっているんだということのようでございます。

いずれにいたしましても、再度繰り返すにはなりますけれども、農業者の意見、要望

を県、そして県を通じて国へ、そして必要があれば国にも直接申し上げているところがございますが、いまだ暫定水利のままでございます。これについてなぜかと言われても、これは権限庁の判断のようでございますので、それ以上ちょっと私としては申し上げかねる部分がございます。

国保につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

○議長（田中政治君）

住民課長 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

先ほど27年度決算と、それから28年度に国保税を引き上げたということについてお話をいただきましたけれども、27年度決算につきましては、御承知のとおり、5,600万の繰り越しができました。しかし、これは基金から3,500万円を投入しての5,600万円でございます、その分を引きますと2,100万と。で、次年度（28年度）に4,000万、当初組んでございますので、まして療養給付費というものがございまして、これの精算の返還金が発生いたします。それが例年で見ますと1,000万から、多いときで3,000万程度でございますので、27年度の決算を見ますと、その分は出てまいりません。27年度、単年度でいきますと、赤字というか、歳出が歳入を上回ったという結論でございます。そこで基金を投入したわけでございますが、基金がなければ手の打ちようがなかったというような状況でございます。

それで、国保会計につきましては単独会計でございますので、どうしても歳入は少な目に、歳出は多目の予算を立てるわけでございますが、歳入割れをしないように、国が1,700億の投入をしておりますけれども、そのことについても確定ではございませんでしたので、27年度は過去からの歳入実績を見まして予算計上したものでございます。28年度当初につきましても、27年度と比べますと増額はいたしましたけれども、これにつきましても過去の実績から算定いたしました金額で計上したもので、その予算よりも多く入ってくれば、先ほど町長が申しましたように、国保の基金のほうに積み立てて国保運営に使っていくというようなスタンスでございます。

29年度につきましても同じようなスタンスでやっておりますので、国のほうに大きな変化がございましたら、その時点で、予算の段階でまた検討したいと思います。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、用水について厳しい状況だということを盛んに言われますけれども、この厳しい状況というのは国や県にやる気がないから厳しいというだけのことなんですか。何か

ほかに、この用水を繰り上げることによってほかに影響が出るとか、そういうことは何もないけれども、国や県がやる気がないから厳しいというふうなことなのかということ、何が厳しいのかということをちょっと教えていただきたい。

それと、慣行水利から許可水利になったということでしたけれども、当初、輪之内町が40年代であれば、先ほども言いましたけれども、小麦なんかはまだつくっていた。ほ場整備もやっていなかった。そういう中で、当然のことながら、そんな早く水が来ても小麦が水がついてしまうから困るというようなことで、6月で十分であつたらうと思えますけれども、その辺の農業の形態が全く変わってきているわけですので、そういう事情なんかも十分に国や県に説明していただきたい、そして町民の要望に答えていただきたいというふうに思うわけでありませう。

今の勝賀用水でも多分同じだと思うんですけども、勝賀用水は、先ほども言いました、4月からもう入れている。そのことを思えば、この6月というのはいかにも実態に合わない取水時期だというふうに思いますので、そういったことを強く要望していただきたいというふうに思います。

それから、国保の問題ですけれども、今年度の当初予算におきましても繰入金金の保険基盤安定は、28年度の決算見込みが4,900万であるのに、29年度で当初予算が2,900万になっておる、なぜ当初予算に4,900万組まないのか。これ、国のほうからは低所得者のために、1人当たりの財政効果が5,000円あるというふうな根拠で、1人当たり5,000円の効果があるという金額を全国でやられて1,700億円の財源がある。平成30年度からこれが倍になって3,400億円になる予定なんですよ。これが全く、これが当初予算に反映されないというのはどういうことですか、これは。

町民からは20%も税金を上げておいて、そして余ったら基金に積み上げる、それはちょっとおかしいんじゃないですか、これは。国のほうが1人当たり5,000円の財政効果があるというふうな金額をはじき出して1,700億円、そして輪之内町にはいろんなものも含めてですけれども、財政安定基金として4,900万円になるものを2,900万円しか見込まないというのは、これは意図的に国保税を引き上げるためにやっているとしたら思えない。なぜ、これ全額を当初予算にしないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度御質問がございました。

何で更新せんのやという話については、私も残念ながら権限外ではございませんので、その内申の検討経過までうかがい知る由もございませんので、その辺は答弁を御容赦いただきたいと思います。

ただ、先ほど来、何回も申し上げておりますように、議員の御質問にありましたよう

に、農業形態の変化等々で、いわゆる取水に要するニーズも変わっておるということで、ここ数年来、同様の趣旨で申請権者である県にも申し上げておりますし、必要があれば県と一緒に国まで行くというスタンスの中で現在の状況を一生懸命説明をしております。残念ながら、それに対する結果、回答としての許可水利の内容について、いまだ暫定のままだということでございます。

今後とも、現場のニーズに合った要望は続けていくことに意見をまたないということだけ申し上げておきます。

○議長（田中政治君）

住民課長 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

まず、27年度の決算見込みでございましたが、2,700万の予算のところ4,400万が入ってきたということございまして、これも当初予算に低く見ておりましたところ歳入が多かった。これによって国保税のほうの収入がございました、それを差し引いた上で国保税としていただいたものでございまして、これが四千何百万円の予算計上をしていれば、当然歳出が多かったわけでございますから、赤字はもっと多くなったという結論になったものでございます。

この28年度、29年度におきましても、1,700億をなぜそのまま、2,700万、2,900万という額で多く積まないのかということございしますが、先ほど申しましたとおり、単年度会計で絶対赤字というものは出すわけにはまいりませんので、予算は、歳入は少な目に、歳出は多目というような予算配分をしております。

この保険基盤安定につきましても、28年度は多く入ってまいりましたけれども、29年度、その1,700億のほかに、さらに追加の1,700億円、これにつきましては財政安定化基金のほうで保険料の激変緩和とか、保険者支援分という形でいろんな方策をやったところに配分するというので、決まった状況はございません。今年度に入りましても、その方策は、県の会議に行きましても、まだ流動的でございますので確定ではございませんので、確定しないものを予算計上はなかなかできませんので、この保険基盤安定の繰入額につきましても少な目な計上をしております。

それから、被保険者の所得が下がったのに税が上がったと言われましたけれども、先ほどから何度も申しておりますが、歳出から特定財源であります歳入を差し引いたものを被保険者の方に負担していただいているということで、所得が下がったから保険税が下がるというものではございません。

参考でございますけれども、森島議員さんの示された平成20年、27年、28年の資料にもたれまして、逆に医療費の比較をしてみました。そうしましたところ、平成20年の医療費を100とした場合、平成27年は144、平成28年は138ということで、44%、38%と、それぞれ保険税が上がった以上の割合で医療費が上がっております。医療費が当然上が

れば、被保険者の方の所得が下がっても国保税は上がると。不足分を被保険者の方に御負担していただくものでございますので、保険税は上がるということもございますので、御了解をお願いいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（田中政治君）

日程第3、議第27号から議第30号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成29年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月12日、午前10時14分から協議会室において、全委員の出席と、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者及び関係調整監、課長ほか関係職員の出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、選考委員会は何回行ったか、選考委員に応募当事者は含まれていないか、また何日に応募を締め切ったか、応募に際して年齢制限はあるかに対し、選考委員会は、5月15日、18日の2回開催した。選考委員は、輪之内町農業委員会委員候補者等選考委員会設置条例に基づいて選出をしている。選考委員には当事者は含まれていない。応募は4月24日に締め切った。また、年齢制限はなく、農業の経営、従事していればよいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第27号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案の

とおり同意すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、最初に、経営戦略課所管分について経営戦略課長に説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現計画である輪之内町第3次地域情報化計画に掲げる目標は何かに対し、基本理念は、光ファイバー網を利用し、楽しさ、おもしろさ、安全・安心を実感できるようにするという理念で、基本目標では、動画コンテンツや各種イベント情報を配信するなど、輪之内町独自の便利さ、おもしろさの提供や、住民サービスの向上、安全・安心の提供ということで、災害時等の緊急時における情報提供のほか、情報化の担い手育成、行政機関として庁内の情報化の推進などを目標に掲げて推進してきたとのことでした。

現計画である第3次地域情報化計画に掲げた目標は達成できたのかに対し、成果指標として数値目標を掲げているわけではないので、個人個人の感じ方や捉え方によって評価が分かれると思うので、目標項目全てを達成できたとは思っていないとのことでした。

今回計画する第4次地域情報化計画に対する考え方はどのようなものかに対し、情報に関するデータを見ると、日常の情報入手としての情報通信機器の利用は、パソコンからスマホに移り、特に30歳代までの若年層はスマホの利用と新聞離れが顕著であるとのデータが出ており、第3次情報化計画策定時とは状況は変化している。

今までの地域情報化計画では、ケーブルテレビなどの有線系を中心とした配信手段に傾注していたが、このデータからスマホなどの無線系も有効活用すべきと考えている。

また、情報伝達手段について、今まではペーパーレスを念頭に、広報紙からテレビへのシフトを考えていたが、行政に関する情報の入手先は広報紙が7割以上というデータから考えると、広報紙は必要な情報媒体と位置づけざるを得ないことも考えている。

このようなデータを踏まえ、第4次の計画策定に当たっては、情報通信機器ありきで何ができるのかと考えるのではなく、総合計画に掲げる各種施策にICTをどう絡ませるのかといったコンセプトで考えている。

どの分野に重点を置くかについては、各種アンケート調査結果から、防災、防犯、子育て、医療・健康、福祉・介護、年金、税金などの分野における情報を求められる傾向にあることから、これらの情報提供を優先に行うこと。そのために町のホームページのスマホ版を製作するなど、情報収集しやすい環境づくりが必要であると考えているとのことでした。

また、現在の各施策で活用している庁内システムなどの相互乗りかえを考え、経費の圧縮についても検討すべきである。そして、これらのイニシャルコストとランニングコストを算出し、優先順位をつけ、将来の財政指標への影響も考慮しながら計画を策定していきたいと考えているとのことでした。

地域情報化推進委員会の委員数は何名かに対し、10人以内で組織するとのことでした。

高齢者はテレビや新聞から情報を得ることが多いが、それは情報通信機器に触れる機会が少ないことが要因であり、機会をつくる必要があるのではないかに対し、今までも携帯電話の事業所に依頼してスマホ教室を開催しているが、参加者の大半が高齢者である。受講者は熱心に取り組む姿が見受けられ、評価も好評であることから、今後も継続的に開催していきたいと考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農協の施設整備の補助金について行政機関を経由する必要があるのかに対し、県の補助金を扱うことになり、規定により町の補助金規定を経由する必要があるとのことでした。

今後、新規の営農組織に対しての指導はどうしていくのかに対し、限られた町内の農地にあって、法人化してから合併などを進め、規模を大きくしていくという考えであるとのことでした。

営農組合の農業機械の更新導入計画を適時意見聴取して、補助金の予算獲得に動いてはどうかに対し、営農組合の更新の情報は随時つかんでいるが、事業自体が補助対象になるか、また補助対象の優先順位、要望等を受け入れて補助金を申請していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第28号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、残りの石綿管はどれだけあるのかに対し、平成28年度末で1,537メートルとのことでした。

石綿管を布設がえするのにどれだけの金額がかかるのかに対し、口径が違うので一概には言えないとのことでした。

石綿管1,537メートルは、あと何年で布設がえができるのかに対し、下水道の事業計画が平成34年度で終了するので、それまでには布設がえができるとのことでした。

給水単価が下がった要因は何かに対し、有収水量が上がって、総費用（電気代）が下がったためとのことでした。

石綿管の処分方法はどうするのかに対し、基本的には埋め殺しであるとのことでした。その方法は法的には問題がないのかに対し、問題ないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第29号及び議第30号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決定し、議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 小寺強君。

○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成29年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査を付託されました案件について、6月12日、午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者、関係課長ほか関係職員の出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、推進委員は何名になるのかに対して、委員は、民生委員児童委員、区長代表、PTA代表、青少年育成推進員、有識者など15名程度を予定しているとのことでした。

推進委員会は年に何回開催されるのかに対し、年に7回開催予定とのことでした。

何のためにコミュニティスクールが必要なのかに対し、地域とのつながりの希薄化や複雑化、多様化した学校の課題等が問題となっており、保護者や地域の皆さんと一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めていくため、学校運営協議会を設置し、学校と地域の連携・協働のもと、コミュニティスクールを推進していきたいとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第28号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議な

く、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、委員長報告の中で推進委員は何名になるのかということですがけれども、予算書のほうではコミュニティスクール委員となっていますけれども、推進委員というのは、これは正式名称だったんですかね。

コミュニティスクール委員というのが正しいのか、コミュニティスクール推進委員なのか、この辺をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生常任委員長 小寺強君。

○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

コミュニティスクール推進委員でございます。

○議長（田中政治君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

本件は、私、田中政治の一身上に関する事件が含まれておりますので、議長を交代したいと思います。

暫時休憩をします。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

(6番 田中政治君退場)

○副議長（高橋愛子君）

議第27号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意です。本案は、委員長報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 輪之内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

田中政治君の入場を求めます。

(6番 田中政治君入場)

○副議長（高橋愛子君）

暫時休憩をいたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第29号についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 平成28年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 平成28年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたします。

お諮りします。

総務産業建設、文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成29年第2回定例輪之内町議会を閉会いたします。

9日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

大変御苦労さまでございました。

（午前11時24分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月16日

輪之内町議会 議長 田中政治

副議長 高橋愛子

署名議員 森島光明

署名議員 上野賢二